

2023年9月22日

日本地震学会のインボイス制度への対応について

公益社団法人日本地震学会

日本地震学会におきましては現状、免税事業者であります。取引先様の仕入税額控除の円滑な運用を確保するため、今回、インボイス制度開始時から適格請求書発行事業者となる方針にいたしました。

つきましては、2023年9月20日付で適格請求書発行事業者の申請をいたしました。2023年10月1日のインボイス制度開始時には適格事業者登録番号が発行されない見込みです。

今後の対応については下記をご確認下さい。

■2023年10月1日から適格事業者登録番号の発行まで

適格事業者登録番号が発行されるまでは、適格事業者登録番号を記載しない請求書および領収書の発行となります。適格事業者登録番号発行までに取引があった皆様には、適格事業者登録番号が発行され次第お知らせいたしますので、経理手続きをお願いいたします。

■適格事業者登録番号の発行以降

適格請求書を発行いたします。

お問い合わせ先

公益社団法人日本地震学会事務局

〒330-0845

埼玉県さいたま市大宮区仲町 2-80-1 KS・DiO 205

電話：048-782-9243 FAX：048-782-9254

メール：zisin@tokyo.email.ne.jp